

設計図書質疑応答書

1. 告示等 令和6年6月4日 石岡市告示第563号
2. 件名 令和6年度 石岡市ICT支援員配置業務委託

	質問事項	回答
1	仕様書5-アに「ICT支援員は、以下の内容を含めた24時間以上の研修を終了していること。」とあります。当該研修内容(実施カリキュラム/研修資料など)の提出を行う必要はありますでしょうか。	提出を求めておりませんが、状況に応じ確認を求めた場合にはご提出をお願いいたします。
2	仕様書5-アに「授業支援ソフトウェアの操作研修」とあります。想定している授業支援ソフトウェアについてご教示いただけないでしょうか。 また、現在石岡市で導入されているAIドリルソフトウェアについても操作研修対象に含まれますでしょうか。その場合、支援員は事業開始前にソフト提供者による研修を受ける必要があるかと存じます。	現時点では、ミライシード（ドリルパークASP版）及びGoogleドキュメント・Googleスプレッドシート・Googleスライド等Google社の提供するアプリケーション、Figjam、Canva等を想定しております。 なお、ソフト提供者に限定しませんが、ミライシード（ドリルパークASP版）についても操作研修対象に含まれます。
3	仕様4-(1)-オに「プログラミングや外国語、アクティブ・ラーニングのような新たな学び方に関するICT機器利用の提案及び助言・支援」の記載があります。 本支援に関し、受託者は以下を満たしている必要がございますか。 ・主体的・対話的で深い学びに繋がる授業づくり支援の実現のため、教員の発問に関連するガイド等と連動した指導事例の提案を行うこと。 ・プログラミング教育に関するカリキュラムを35時間分以上有していること。 ・プログラミング学習ソフト「Scratch」を活用した指導用カリキュラムを45事例以上保有していること。また、ICT支援員がその活用に係る研修を受講していること。 ・プログラミングのカリキュラムは、アンブラグド(PCを使用しない教材)からScratch等を使ったものまで、教科・単元の学習について学ぶことで、体系的にプログラミングの思考を育てることができる構成になっていること。	必須ではございませんが、満たしていることが望ましいと考えます。
4	校務支援については、①サポーターが直接実施できるもの、②先生主体で実施いただき、サポーターは先生の操作のサポートをする形をとるものがあるかと存じます。①②それぞれの対応範囲については、随時相談のうえ決定していく認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	仕様書 4.委託内容(2)校務支援のオについて、 障害発生時の一次対応の範囲は、バンダー等への取次ぎまで、と考えて宜しいでしょうか。	現場のサポートや可能な範囲での復旧作業等も含まれます。
6	仕様書 5.ICT支援員の要件及び配置(1)要件のAについて、 ICT支援員への教育については、基本的な内容は履行前に完了することとし、履行後、必要な教育については、適宜、実施する認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	仕様書 5.ICT支援員の要件及び配置(1)要件のウについて、 ICT支援員が配置校を訪問する際、学校敷地内に車等を駐車することは可能でしょうか。	可能です。
8	仕様書 6.管理体制(2)について、 Google認定資格を持つ者は、再委託先を含めた事業所内に在籍していれば良い、との認識で間違ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。